

被爆者支援ニュース 広島判決控訴するな版

発行：被爆者支援ネットワーク 連絡先：愛知県原水爆被災者の会（愛友会）
TEL052-991-3044 FAX052-991-3049

広島地裁で全面勝利判決！

広島原爆忌を2日後に控えた8月4日、広島地方裁判所は、原告41名全員を原爆症と認める判決を下しました。

判決では、「審査の方針」も過去の一時点における一応の参考資料にすぎないと評価するなど新たな判断を示しており、全体として裁判所が被爆者に生じた健康被害に真摯に目を向けその救済の必要性を説いたものであり、厚生労働省の認定行政のあり方に厳しい批判を加えたものといえることができます。

被爆者は高齢化しています。183名の原告のうち、既に24名の方が死亡しています。一刻の猶予もありません、厚生労働省と国は控訴せず、被爆者行政を根本的に改めるべきです。

控訴するなを厚生労働省に集中させましょう。ご協力をお願いします。

①厚生労働大臣に「控訴するな」の声を集中しましょう。

〔要請先〕 厚生労働大臣 川崎 二郎
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 厚生労働省
TEL 03-5253-1111 (代表)
FAX 03-3502-3090 (被爆者担当の健康局総務課)
mail KKSOUUM@mhlw.go.jp

②あなたの地元の国会議員に「控訴させないで」「国会で緊急に集中審議して大臣や首相に認定制度の改善を約束させて」と要請してください。特に、衆議院・参議院の厚生労働委員が重要です。

《要請文の例》

厚生労働大臣 川崎 二郎 殿

5月12日の大阪地裁判決、8月4日の広島地裁判決を厳粛に受けとめ控訴ではなく、ただちに原爆症と認定してください！
認定制度を改め、これ以上被爆者を苦しめないでください！

5月12日、大阪地方裁判所は、原爆症の認定を却下された近畿の被爆者が、却下処分を取り消しを厚生労働大臣に求めた近畿原爆訴訟について、却下処分を取り消し、原爆症と認定する判決を下しました。
この判決は、人類がはじめて体験した被爆の実相をふまえ、放射線が人体に与える影響について考慮した正しい判断であり、被爆者を切り捨てることを前提とした国・厚生労働省の主張が道理のないものであることを明らかにしました。

さらに、さる8月4日には、広島地方裁判所でも41名の原告全員について却下処分を取り消し、原爆症と認定する判決が言い渡されました。広島地裁の判決も、「審査の方針」には重大な弱点と限界があることを指摘し、入市被爆者・「遠距離」被爆者を含めて放射線起因性を認めたものです。

現行の原爆症認定制度が破綻していることは明白であり、一日も早くこれを廃止して被爆者の現実に即した制度に改めるべきである、というのが、裁判所からの明確なメッセージであり、圧倒的な世論もこれを支持しています。

厚生労働大臣と国は、今回の大阪地裁・広島地裁の判決を厳粛に受けとめ、死者に鞭打つような控訴はやめて（大阪については取り下げ）、原告らをただちに原爆症と認定すべきです。そして、現行の原爆症認定制度のゆがんだ運用を、被爆者の実態を正しく反映した認定制度に改め、いま全国で集団訴訟をおこしている被爆者をすべて認定すべきです。被爆から60年余という長期にわたって苦しみつづけている被爆者を、もうこれ以上苦しめないでください。